

藤沢市理容師法施行条例及び藤沢市美容師法施行条例の一部改正について

藤沢市理容師法施行条例及び藤沢市美容師法施行条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市理容師法施行条例及び藤沢市美容師法施行条例の一部を改正する条例

（藤沢市理容師法施行条例の一部改正）

第1条 藤沢市理容師法施行条例（平成24年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「洗場」を「洗い場及び専ら洗髪のに供する設備」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 理容所は、専ら洗髪のに供する設備を有すること。

（藤沢市美容師法施行条例の一部改正）

第2条 藤沢市美容師法施行条例（平成24年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「洗場」を「洗い場及び専ら洗髪のに供する設備」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 美容所は、専ら洗髪のに供する設備を有すること。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の藤沢市理容師法施行条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定による届出に係る理容所について適用し、施行日前の同項の規定による届出に係る理容所については、大規模な増築、改築又は修繕をするまでの間は、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の藤沢市美容師法施行条例の規定は、施行日以後の美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定による届出に係る美容所について適用し、施行日前の同項の規定による届出に係る美容所については、大規模な増築、改築又は修繕をするまでの間は、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、理容所及び美容所における衛生上必要な措置に、新たに規定を追加する必要による。